

弁護士法の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第九号)

一、提案理由(平成一六年三月一二日・衆議院法務委員会)

野沢国務大臣

……………(略)……………

最後に、弁護士法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

第百五十六回国会で成立いたしました司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律により、司法修習生となる資格を得た後に企業法務の担当者及び国会議員等の職に一定期間あった者等に対して、所定の研修を修了したことを要件として弁護士資格が付与されることとなりました。この法律案は、以上のような弁護士資格の特例制度の見直しを踏まえ、さらにその一環として、法律学の教授または助教授の職にあった者等に関する弁護士資格の特例制度について、所要の改正を行うことを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一定範囲の大学の法律学の教授または助教授の職に五年以上あった者に関する弁護士資格の特例を見直し、司法修習生となる資格を得た後にこれらの職にあった期間が五年以上となる者に対して、所定の研修を修了することを要件として弁護士資格を付与するものとしております。

第二に、司法修習生となる資格を得た後に衆議院または参議院の法制局参事、内閣法制局参事官等の職にあった期間が五年以上となる者に関する弁護士資格の特例について、これらの者にも所定の研修を修了することを要件として付加するものとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、各法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一六年三月一二日)

柳本卓治君 ただいま議題となりました各法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

最後に、弁護士法の一部を改正する法律案は、弁護士資格の特例制度全体の整合性を確保するため、一定範囲の大学の法律学の教授、衆参法制局参事、内閣法制局参事官等の弁護士資格特例の見直しを行うものであります。

各案は、去る九日本委員会に付託され、本日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、これを終局し、直ちに採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、各案に対し、それぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月一二日）

政府は、本法の施行に当たり、弁護士資格の特例制度において課される研修については、司法修習の理念を損なうことのないよう、内容の充実を図るとともに、十分な時間の確保に努めるよう、格段の配慮をすべきである。

三、参議院法務委員長報告（平成一六年三月三一日）

山本保君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、弁護士法の一部を改正する法律案は、法律学の教授等の職にあった者の弁護士資格の特例において、司法修習生となる資格及び所定の研修を要件とし、衆参両議院の法制局参事、内閣法制局参事官等の職にあった者の弁護士資格の特例において、所定の研修を要件とするものであります。

委員会におきましては、弁護士資格付与の特例制度の趣旨と沿革、特例制度を廃止する理由、本改正案における所定の研修の内容等について質疑が行われました。

三法律案について質疑を終局した後、裁判所法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党の井上委員より、裁判所職員総合研修所は裁判所速記官等の養成に関する事務を取り扱うことを明記する等の修正案が提出されました。

……………（略）……………

次に、弁護士法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上三法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月三 日）

政府及び関係機関は、本法の施行に当たり、弁護士資格の特例制度において課される研修については、司法修習の理念に基づき、対象となる者の職歴の特性に応じ、弁護士実務に必要な能力を涵養するものとなるよう、十分な時間を確保し、内容の充実に格段の配慮をすべきである。

右決議する。